

平成 30 年度  
「商工会は行きます 聞きます 提案します」

川本町商工会情報誌 No.243 平成 30 年 9 月発行

# SHOKOKAI MAGAZINE

川本町商工会

TEL (0855)72-0123 FAX(0855)72-2516  
MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp  
HP: http://kawamoto.shoko-shimane.or.jp



## 産業祭協賛 2018 かわもと秋のスタンプラリー開催！！

商店街活性化事業として実施してまいりました「かわもとごはんキャンペーン」  
本年は ✨ 秋のスタンプラリー ✨として 4 年ぶりに開催することにしました！



多くの飲食店、及び一般小売店(協賛店)にご参加いただき  
ありがとうございます ♪ たくさんのお客様に喜んでいただ  
ける事業にしたいと考えております！

✨ キャンペーン期間 :平成 30 年 10 月 22 日(月)～11 月 3 日(土)

✨ 抽 選 会: 11 月 4 日(日)産業祭当日に厳選な抽選を行い、  
産業祭会場内に当選者を掲示します！

✨ 当選商品: 1000 円分食事券 50 名

✨ 応募方法: 参加飲食店、小売店にてスタンプ押印 3 個で一口応募。  
買い物金額は問いません。

たくさんお店をまわって  
たくさん応募しよう！

・チラシについては、10 月の初めに  
役場広報にて配布されます。

・ご不明な点は商工会まで  
お願いいたします。



## 産業祭のご案内

第 42 回 川本町産業祭 11 月 4 日(日) 開催決定しました！  
今年もたくさんのお客様のイベントを予定しております。多数のご参加お待ちしております。

出店者募集！

テント村

丸太早切り競争  
つなひき大会

参加者募集！

賞品あり！

詳細は  
川本町商工会まで

## 商工会アンケートにご協力をお願い

この度、県内全商工会において「商工会員アンケート」を実施することになりました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、商工会員が再度回収にお伺い  
しますので、当会報誌と一緒にお配りしましたアンケート記入につ  
いて、御協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

何卒よろしく  
お願ひします



## クラウドファンディング型ふるさと納税(寄附)によるふるさと起業家支援事業の公募について

ふるさと納税の仕組みを活用し、専用のインターネットサイトを通じて、不特定多数の方からの寄附による資金調達を行い、  
町内で起業または新規事業を行う事業者を公募します。  
事業はプレゼンテーション審査等により決定し、認定された事業(事業者)には、  
町が民間のポータルサイト等で寄附(ふるさと納税)を募り、その額に応じて  
補助金を交付します。



### 支援内容

納税の寄附として集まった金額の 70% (ふるさと納税の返戻に係る費用 30%を差し引いた金額)を補助金として交付し、  
交付される補助金と同額を事業立ち上げのための初期投資費用(施設設備・機械装置・備品購入等)を対象に補助金に上乗せして交付します。

### 公募期間

平成30年9月1日～平成30年10月12日(応募締切)

### 対象者(以下のいずれにも該当する方)

- ・町内で起業、または既存事業の拡大・新規事業を行おうとする個人または法人・団体で川本町総合戦略の基本目標を推進するための事業を行う方。
- ・町内に住所を有する個人または、主たる事業所もしくは、営業所を有する法人・団体。
- ・寄附による補助額が目標額に達しない場合であっても事業を実施する見込みのある方。
- ・町税等の滞納のない方。

### 対象事業(以下のいずれにも該当する方)

- ・新たに実施される事業。(既存事業を新たな展開で実施する場合も含む)
- ・川本町総合戦略の基本施策目標5項目  
(学び、交流、仕事、住まい、子育て)の推進に寄与する事業



お申込み・お問い合わせ  
川本町役場 産業振興課  
0855-72-0636

- \* 提出書類についてのご質問→必ず文書(メール、郵送、ご持参)にて  
募集期間内にご提出ください。
- \* お申込み→産業振興課へご持参ください。(郵送不可)

## 労働保険の 加入手続きは お済みですか！

一人でも労働者を雇用していれば  
労働保険に加入する必要があります。

※ 労働保険とは労災保険と雇用保険を総称したもので、  
政府が管掌する強制保険制度です。

- 労災保険** … 労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、  
被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を  
行うための保険制度です。
- 雇用保険** … 労働者の方が失業した場合に、失業手当を給付したり再就職を促進する事業を  
行うための保険制度です。また、事業主の方へは、失業の予防、雇用機会の増大、  
雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

- ★ 労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。
- ★ どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かをインターネット上で  
確認できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
厚生労働省トップページ 「分野別の政策・雇用・労働・労働基準」  
> 「施策情報・労働保険の適用・徴収」  
> 「労働保険に関する総合情報はこちら」> 「適用事業場検索」

お問い合わせ…島根労働局 労働保険徴収室 tel 0852-20-7010

## 情報提供メール 登録者募集

商工会では、会報誌、商工会ホームページにて  
経営支援に係る研修、イベント、情報等をお知らせして  
おりますが、よりタイムリーな情報をお届けするため、  
商工会へメールアドレスをご登録いただける事業所を  
募集しております。  
外部団体より商工会へ周知依頼のあります情報を、事  
業主様へ直接お届けしていきたいと思っておりますの  
で、ご希望の方は商工会までご連絡ください。

お届けするメールの一例:

リーダー育成研修開催について  
オロチ弁 No.1 決定戦参加店大募集！



などなど・・・

健康経営セミナーのご案内

参加費  
無料

—社員の健康が企業を活性化—  
経営者のための健康経営セミナー

「健康経営」とは従業員の健康を経営的な投資と捉え、健康促進に積極的に取り組む企業経営スタイルを意味します。従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費の節減のみならず、生産性の向上・従業員の創造性の向上・企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとしても重要です。本セミナーでは健康経営についての理解を深め、実践的な取り組みをご紹介します。  
※「健康経営」は、NPO健康経営研究会の登録商標です。

開催日時 平成30年10月17日(水) 14:00~15:50

開催場所 江津商工会議所 3階大会議室

定員 100名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)



講師  
(有) ビー・ジェイ・ハーベスト  
代表取締役  
社会保険労務士・CFP  
沖倉 功成 氏

講演 少子高齢化を勝ち抜く“健康経営セミナー”

- ◆ 健康経営とは ◆ 健康経営のすすめ方
- ◆ 協会けんぽより 健康宣言事業のご紹介

共催

- ・浜田圏域地域・職域連携推進協議会 (事務局: 浜田保健所)
- ・江津商工会議所  
江津市嘉久志町2306-4 TEL: 0855-52-2268
- ・協会けんぽ 島根支部  
松江市殿町383 山陰中央ビル TEL: 0852-59-5139
- ・アクサ生命保険株式会社 石見営業所  
浜田市殿町124-2 TEL: 0855-23-2851

後援

- ・山陰中央新報社

\*お申込みは、アクサ生命保険会社 石見営業所  
FAX: 0855-23-3793 まで

消費税軽減税率制度説明会のご案内

平成31年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます！  
事業者の方を対象とした説明会を開催しますので、  
ぜひ説明会にお越しください！

開催日時: 平成30年10月18日 15時~16時  
開催場所: 川本町商工会館

\*詳細は当会報誌に折込のチラシにてご確認ください。



参加費  
無料

主催 日本政策金融公庫 浜田支店

事業承継  
税制説明会

第1部 事業承継税制の説明 (14:00~15:00)  
中国税理士会 中小企業対策部長  
税理士 白井 健郎 氏

第2部 施策紹介

①税理士会の事業承継支援の施策・取組み (15:10~15:30)  
中国税理士会 中小企業対策部長 白井 健郎 氏

②事業引継ぎ支援センターの施策・取組み (15:30~15:50)  
島根県事業引継ぎ支援センター 専門相談員 山本 正 氏

③プッシュ型事業承継支援高度化事業 (15:50~16:00)  
島根県事業承継ネットワーク事務局 事業承継ブロックコーディネーター 渡部 俊介 氏



平成30年度税制改正では、事業承継税制(非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度)について、これまでの措置に加え、今年から10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や、納税猶予割合の引上げ等の特例措置が創設されました。本説明会では、本特例措置のポイント等をご説明します。

開催日時 平成30年9月28日(金) 14:00~16:00(受付 13:30~)

会場 石央文化ホール (浜田市黒川町4175番地)

申込方法 裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、  
FAXまたは郵送にてお申込み下さい。

定員 50名 (定員を超える場合は、お申込みを締め切らせて頂くことがあります。)

対象者 事業承継を考えている経営者の方、後継者候補の方、支援機関など

本説明会に関する  
お問い合わせ先

日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業  
電話番号: 0855-22-2835 担当 白砂

平成30年度中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業

事業主の皆様へ

出産後  
職場復帰奨励金をご活用下さい

奨励金20万円  
または10万・40万円

対象事業者

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)

支給要件

- ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) (例) サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。
- ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること

事業者への  
支給額

- 出産後復職した従業員の休業期間が
- ①育児休業17か月以上 40万円/人
  - ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人
  - ③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人

申請期間

従業員が職場復帰して3か経過後から1年間



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。